

令和6年度電子処方箋オンライン説明会

— 令和7年度の対応について —

令和7年3月14日

厚生労働省 医薬局 総務課

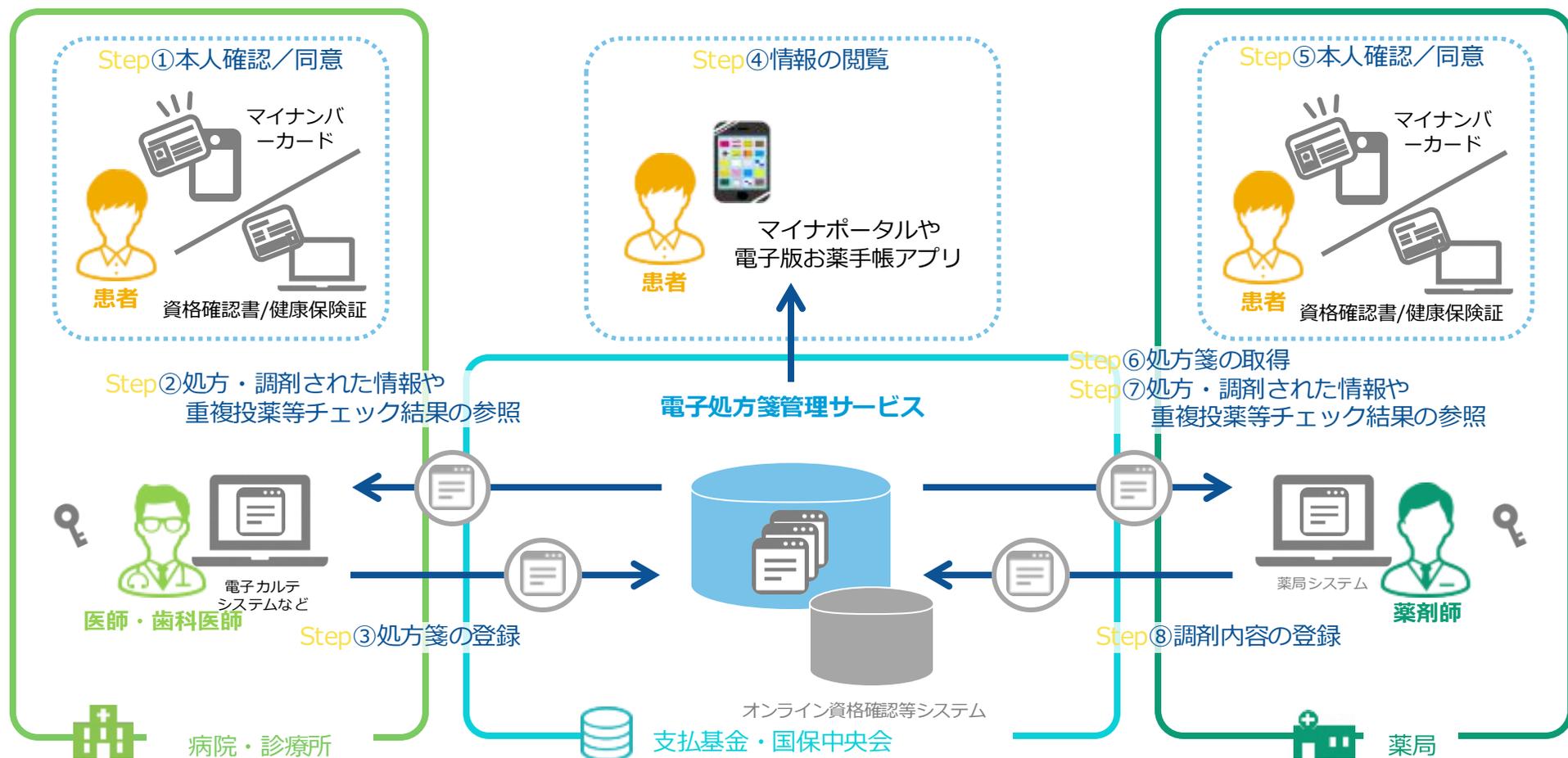
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

電子処方箋について

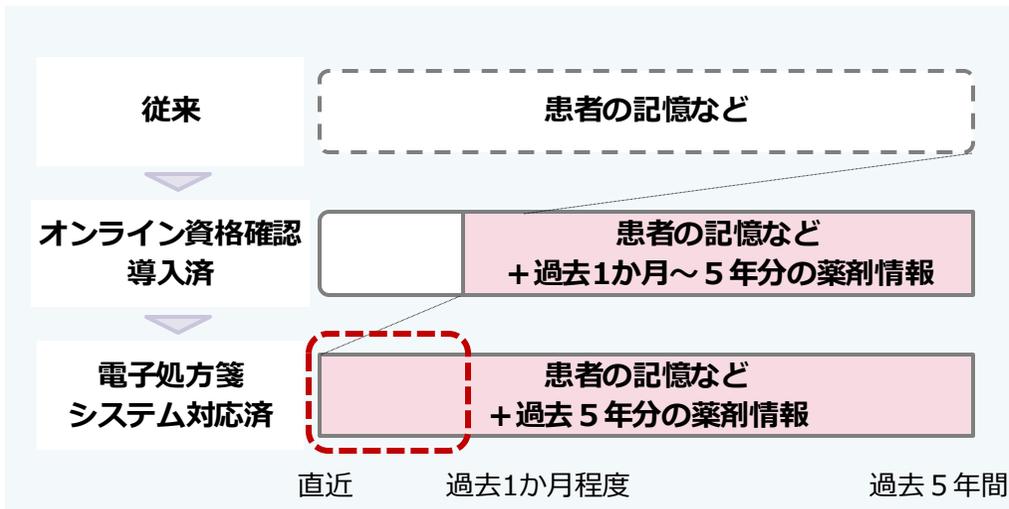
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



凡例



お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



電子処方箋の機能拡充

- 令和5年1月の運用開始以降、医療現場からの声を踏まえながら、電子処方箋の機能拡充を実施してきた。これまで、院外処方を中心とした機能拡充を行ってきたが、令和7年1月より、院内処方を行った場合の情報登録にも対応。

令和5年1月

電子処方箋の運用開始

(処方箋の作成、変更・削除、重複投薬等チェックなど、電子処方箋の運用における基本的な機能を構築)

令和5年12月

リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名、処方箋ID検索、調剤結果ID検索といった院外処方に係る機能追加

令和6年3月

調剤済み処方箋の保存サービス、マイナ在宅受付Webや医療扶助におけるオンライン資格確認対応に伴う機能改修

令和6年10月

長期収載品の選定療養対応に伴う機能改修

令和7年1月

院内処方における院内処方等情報の作成、変更・削除、重複投薬等チェックなどの基本的な機能追加

電子処方箋の仕組みにおける電子署名について（1/2）

電子処方箋の仕組みにおいて使用できる電子署名の方法は、

- ①HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法（ローカル署名）
- ②本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）の2つがあります。

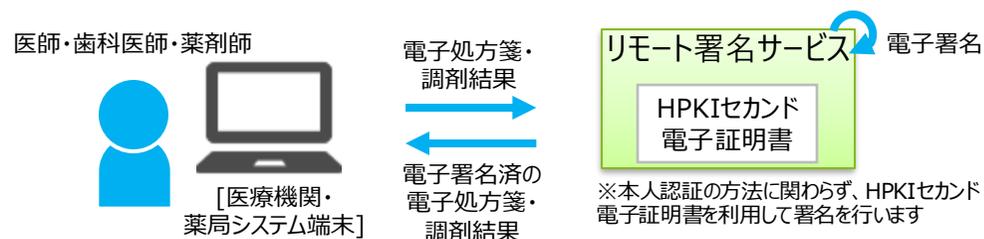
①ローカル署名

医師等は、電子処方箋を発行または電子処方箋の調剤結果を登録する度、HPKIカードをICカードリーダーにかざして電子署名を行う



②リモート署名

医師等は、事前に本人認証を行うことで、HPKIセカンド電子証明書を利用することが可能。本人認証後は、自動で電子署名を付与して電子処方箋を発行または電子処方箋の調剤結果登録をすることができる。（1日程度有効）



本人認証の方式

- 方法 i) HPKIカードまたはマイナンバーカードをICカードリーダーにかざす
- 方法 ii) スマートフォンによる生体認証

準備内容
(医師等の
準備事項)

- ✓ HPKI認証局に直接申請する、または、マイナポータル経由で医師等個人が電子署名を実施できるようにするための申請を行ってください。
- ※ 各認証局への申請方法により、HPKIカードの発行の取扱いが変わります。
- ※ いずれの申請方法でもリモート署名に必要なHPKIセカンド電子証明書の利用が可能となりますが、マイナンバーカードによる本人認証方式によってHPKIセカンド電子証明書を利用可能とするには、マイナポータルから申請いただき、マイナンバーカードとの紐づけ対応をする必要があります。
- ※ HPKI認証局への申請及びマイナンバーカードとの紐付け、スマートフォンの生体認証による本人認証によってHPKIセカンド電子証明書を利用する初期対応の詳細等は、「[電子処方箋における電子署名について](#)」をご参照ください。

準備内容
(施設の準
備事項)

- ✓ 電子署名を行うためのパソコンの設定
- ✓ ICカードリーダーの購入
 - ①ローカル署名の場合は、端末分が望ましい ②リモート署名で本人認証方式として方法 i) を活用する場合は、運用上で必要と考えられる数
- ✓ (リモート署名でシステム構成上必要な場合) ネットワークの設定の変更

電子処方箋の仕組みにおける電子署名について（2/2）

下表は医師等個人の準備事項と施設の準備事項を記載しています。
 医師等個人はHPKI認証局に直接申請するか、マイナポータルからHPKI認証局に申請を行います。それぞれの申請によって医師等個人が可能となる署名方法、リモート署名の認証方法は下表のとおりです。

例えば、医師がマイナポータルから申請した場合、ローカル署名、リモート署名のいずれの本人認証方法にも対応が可能となります。

		医師等の準備事項		施設の準備事項
		HPKI認証局に直接申請	マイナポータル申請	
ローカル署名を選択する場合		○	○ (日薬認証局の場合はカードが発行されないので×)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子署名を行うためのパソコンの設定 ✓ ICカードリーダーの準備
リモート署名を選択する場合	本人認証方法	HPKIカードかざす認証	○ (日薬認証局の場合はカードが発行されないので×)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子署名を行うためのパソコンの設定 ✓ ネットワークの設定の変更 ✓ 本人認証の運用を決定 <ul style="list-style-type: none"> - カード方式を利用する場合：ICカードリーダーの準備 - スマートフォンを利用する場合：生体認証機能付きのスマートフォン（既に病院で配布している公用のもの、または、私用のものでも代替可） ✓ サービス利用料の支払い※1 ✓ クライアント証明書の申請※2
		マイナンバーカードかざす認証	×	
		スマートフォンの生体認証	○	

※1 令和7年4月より、リモート署名を行うためには利用料が必要となりました（年度毎）。利用料や支払方法については次のURLをご参照ください。（ローカル署名の場合も必要となるライセンス費用が発生する場合があります。） https://hp.hpki-cardless-signature.net/info_price.html

※2 お使いいただく端末が、HPKIセカンド電子証明書を管理するシステムへの接続を許可されていることを示すために、「クライアント証明書」を入手して端末内に配置する必要があります。次のURLをご参照ください。 <https://hp.hpki-cardless-signature.net/#section-method>

ローカル署名に必要な準備と運用の流れについて

- ローカル署名とは、HPKIカードに格納されている電子証明書等の情報を使用する方法です。
- ICカードリーダーにHPKIカードをかざし、本人のみが知るPINを入力することで、電子証明書等の情報を読み取り、電子カルテシステム等で電子処方箋発行時及び電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録時に、医師、歯科医師、薬剤師の電子署名を行います。

※紙の処方箋の場合は電子署名不要

運用イメージ（医療機関の場合）

電子カルテシステム等にログイン

診察を行い、処方内容を確定する

医師または歯科医師が都度※¹本人認証を行う



HPKIカードをICカードリーダーにかざし※²、ご使用いただく電子カルテシステム等で本人のみが知るPINを入力する

※¹ お使いいただくシステムによっては、一度認証を行った後、HPKIカードを外すまでは認証が有効となり、都度の認証が不要となる場合もあります。

※² HPKIカードをICカードリーダーに常時かざしておくことも可能です。

電子カルテシステム等にログイン

診察・処方内容確定

本人認証

電子署名を行った上で電子処方箋管理サービスに登録される

ローカル署名は、リモート署名とは異なり、HPKIカードが医師等の手元に届く必要がありますが、ネットワークの構成変更・設定費用が掛かりません

準備内容

（お使いいただくシステムの改修は別途行う必要がある）

- ① 医師等がHPKI認証局にHPKIカードの発行申請を行う。医療機関・薬局によって、申請先の認証局が異なります。

<医師>

・日本医師会 電子認証センター

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<歯科医師>

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

<薬剤師>

・日本薬剤師会認証局

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>

・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

※各認証局に対し、医師等がHPKI認証局に直接申請する、または、マイナポータル経由で申請を行ってください。
※日本医師会電子認証センター（認証局）ではマイナポータルからの申請に限り、当面の間非会員も費用を減免中です。

※国家資格によって、申請先の認証局や発行費用等が異なりますのでご注意ください。

- ② 医療機関・薬局側でHPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する。

リモート署名に必要な準備と運用の流れについて

- リモート署名とは、HPKIセカンド電子証明書等の情報を使用する方法です。
- 本人認証を行うため、
 - i) ICカードリーダーにHPKIカードまたはマイナンバーカードをかざし、本人のみが知るPINを入力する認証、または
 - ii) スマートフォンによる生体認証を行い、クラウド上で電子署名を行います。

※紙の処方箋の場合は電子署名不要

リモート署名の認証方法として、HPKIカードの認証を利用する場合はHPKIカードがお手元に届くまでに時間を要する場合がありますが、認証方法としてマイナンバーカードを用いる場合またはスマートフォンによる生体認証を行う場合は、物理的にHPKIカードを保有することが必須ではないため、比較的早期に電子署名を行うことができます。

準備内容

(お使いいただくシステムの改修やサービス利用料の支払は別途行う必要がある)

- ① 医師等がリモート署名の利用をHPKI認証局に対して直接申請する、または、マイナポータル経由で電子署名の申請を行う。
(「マイナポータル上でのマイナンバーカードを活用した電子署名の申請」に沿ってご対応ください。)
- ② クライアント証明書をクライアント証明書発行事務局に申請する。
- ③ i) (カード認証の場合) 医療機関・薬局側は、マイナンバーカードまたはHPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する。
※各端末分の購入は必須ではなく、認証に使用する端末分で構いません。
- ③ ii) (スマートフォンによる生体認証の場合) 医師等が生体認証のためのスマートフォンを登録する。

電子カルテシステム等にログイン

本人認証
(1日1回)

診察・
処方内容確定

運用イメージ (医療機関の場合)

電子カルテシステムにログインする

医師または歯科医師がHPKIセカンド電子証明書を使うことを証明するため、1日1回本人認証を行う

方法 i) カード認証

HPKIカードまたはマイナンバーカードをかざし、本人のみが知るPINを入力



方法 ii) スマートフォンによる生体認証

画面上表示される
二次元コードをスマートフォンで読取

スマートフォンで
生体認証



診察を行い、処方内容を確定する
※都度、本人認証を行う必要なく、電子署名を付すことが可能。

電子署名を行った上で電子処方箋管理サービスに登録される

リフィル処方箋への対応

- リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方箋です。
- 1回の処方で複数回の調剤を受けるリフィル処方箋においても、原本がデータである電子処方箋として発行することで、患者が紙の処方箋を保管する必要がなくなり、紛失リスクが低減します。

リフィル処方箋を電子処方箋で発行することは患者にとってメリットがあります

患者が処方箋をなくすことがない

電子処方箋は処方箋の原本データが電子処方箋管理サービスに保存されるため、患者の、調剤1回毎の**処方箋持参や保管は不要**。

リフィル処方箋の有効期間内に患者が**処方箋を紛失する心配がなくなる**。

電子処方箋対応施設では、薬局から調剤結果がリアルタイム共有され、より安心・安全な医療につながる

電子処方箋に対応した薬局では、処方箋の発行形態に関わらず、リフィル処方箋に基づく**調剤結果を、調剤1回毎に電子処方箋管理サービスに登録**。

医療機関では各回の調剤後、患者の次回受診に先駆けて調剤結果や調剤時の薬剤師のコメントを取得・閲覧できるので、**処方後の患者の状態を把握しやすくなる**。

患者が次回調剤予定日を忘れても、自身でマイナポータルから簡単に確認できる

紙のリフィル処方箋は、薬剤師が紙の処方箋に次回調剤予定日を記入して患者に返却するが、リフィル処方箋を電子処方箋で発行すると、薬剤師は**次回調剤予定日を調剤結果と共に電子処方箋管理サービスに登録**。

患者は、スマートフォンやPCでマイナポータルから**いつでも次回調剤予定日を確認できる**。

電子処方箋でのリフィル処方箋は、医師等による発行も、患者の利用も簡単です



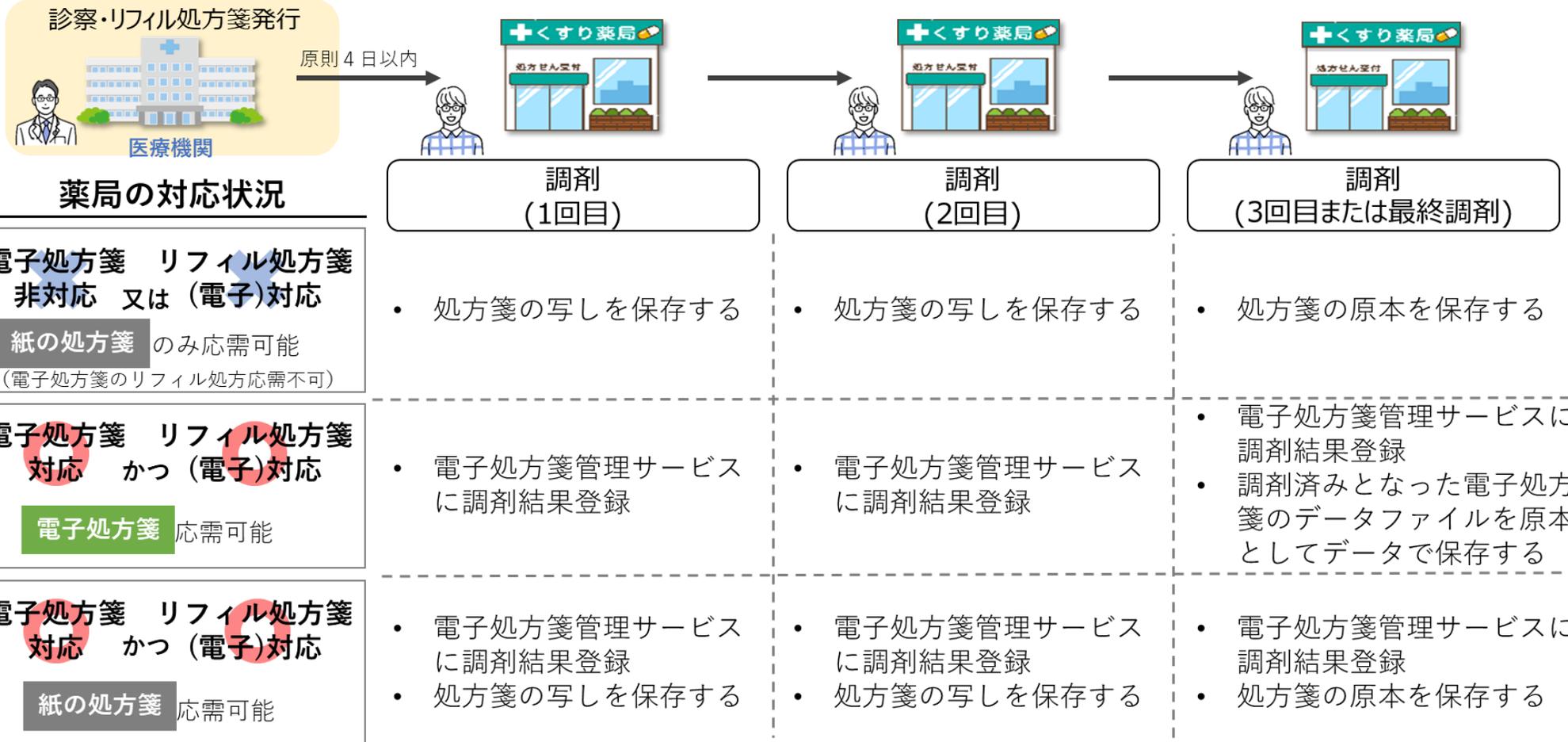
通常電子処方箋発行との違いは総調剤回数を入力程度でほとんど作業負担はありません



マイナ保険証による受付または被保険者番号等と引換番号を薬局に伝えれば調剤を受けることができます

電子処方箋でのリフィル処方箋においてもマイナンバーカードやマイナポータルを使うことで**引換番号が確認不要**になり、**次回調剤予定日も確認**できるので便利です。

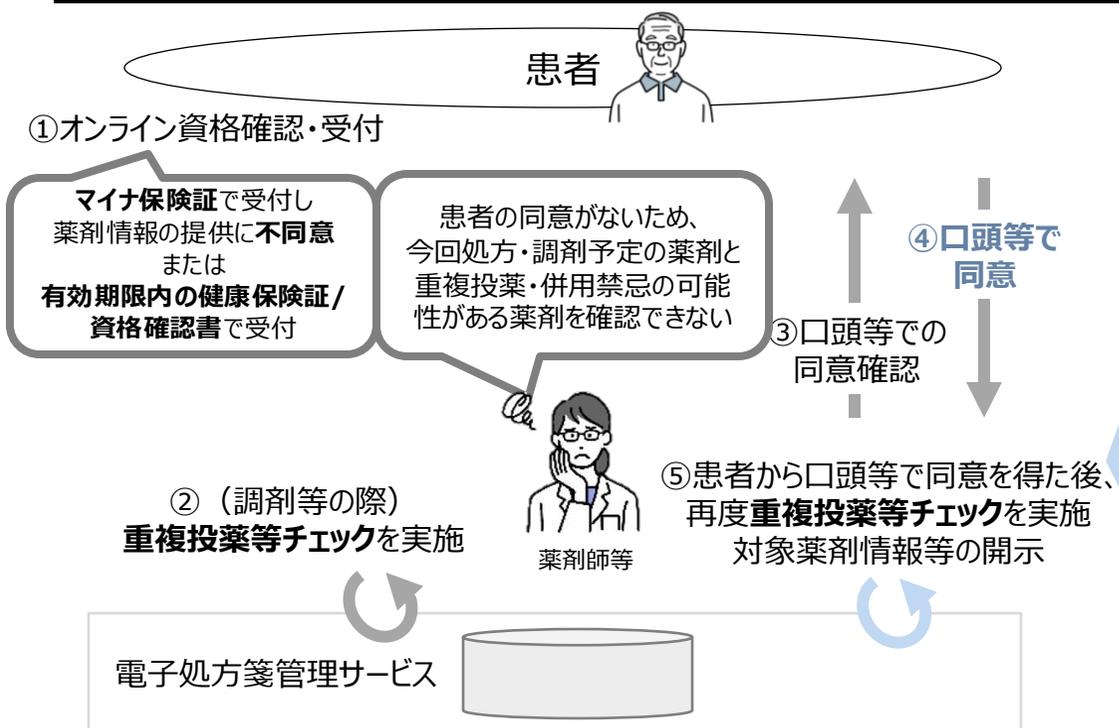
調剤後の処方箋の取り扱いの違い



口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧

- 従来は、患者がマイナ保険証で受付しても「過去の薬剤情報の提供」に同意しなかった場合、または健康保険証で受付した場合は、重複投薬等チェックで重複投薬・併用禁忌が検知されても、薬剤師等は過去のどの薬剤の関係で重複投薬・併用禁忌となっているのかを確認することができませんでした。
- 患者の医療上の安全性を確保するため、重複投薬等が検知された際、患者から口頭で同意を得ることで、今回処方・調剤する薬剤と重複投薬・併用禁忌の可能性のある過去の薬剤に限り、確認できるようになりました。

口頭同意を取得する流れ



Image

チェック 結果	メッセージ 内容	処方薬剤	チェック対象薬剤				メッセージ	投薬理由コメント
			処方薬剤	薬名	処方年月日	調剤年月日		
電子処方箋 処方済	成分重複 薬剤「31F」0.67g	31F 1x1250mg 7錠	31F	31F	2022/09/29	2022/09/29	7日分	同一成分重複で成分が重複しています
電子処方箋 処方済	成分重複 110P-5mg	110P-5mg 7錠	イザツ薬局	イザツ薬局	2022/09/27	2022/09/27	7日分	同一成分重複で成分が重複しています

重複投薬等チェック結果を確認済みです。

OK キャンセル

「過去の薬剤情報の提供」に未・不同意の場合でも、
**患者から口頭等で同意を得ることで、処方・調剤予定の薬剤と
重複投薬・併用禁忌の可能性のある薬剤に限り確認できる。**

※口頭等で同意を得られた際は、医療機関等のシステムにおいて、
口頭同意を取得した旨の記録を残す必要があります

口頭同意ではあくまで重複投薬等が検知された場合のみの確認です。
薬剤情報等を一覧で確認するためには顔認証付きカードリーダー等
を用いたマイナ保険証での同意が必要です。

調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 薬局が電子処方箋により調剤を行った場合、調剤結果を作成して電子署名をしたうえで、電子処方箋管理サービスに登録します。その後、電子処方箋管理サービスから薬局にタイムスタンプを付与したデータを返し、当該データを薬局で保管することになっています。
- 本機能は、薬局が、電子処方箋だけでなく紙処方箋のものを含めた調剤結果のデータを5年間電子処方箋管理サービスに保存できる、希望制の有償のサービスです。

本機能のメリット

電子処方箋だけでなく、紙の処方箋に対する調剤結果のデータも保存できる

- ※処方箋データが登録されていない紙の処方箋の調剤結果も保存できます
- ※既に調剤した処方箋も、調剤結果登録日から100日以内であれば保管可能です

保存した電子処方箋の調剤結果データは原本として扱うことができ、
監査等の際に取り出すことも可能

サービス利用料は実費を加味し、2,500円/年と安価

- ※サービス利用料は、年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除されます。

災害時等においても、クラウド上で対策を実施しており、
データの紛失のリスクが低い

利用申請方法

利用申請は医療機関等向け総合ポータルサイトから受け付けています。

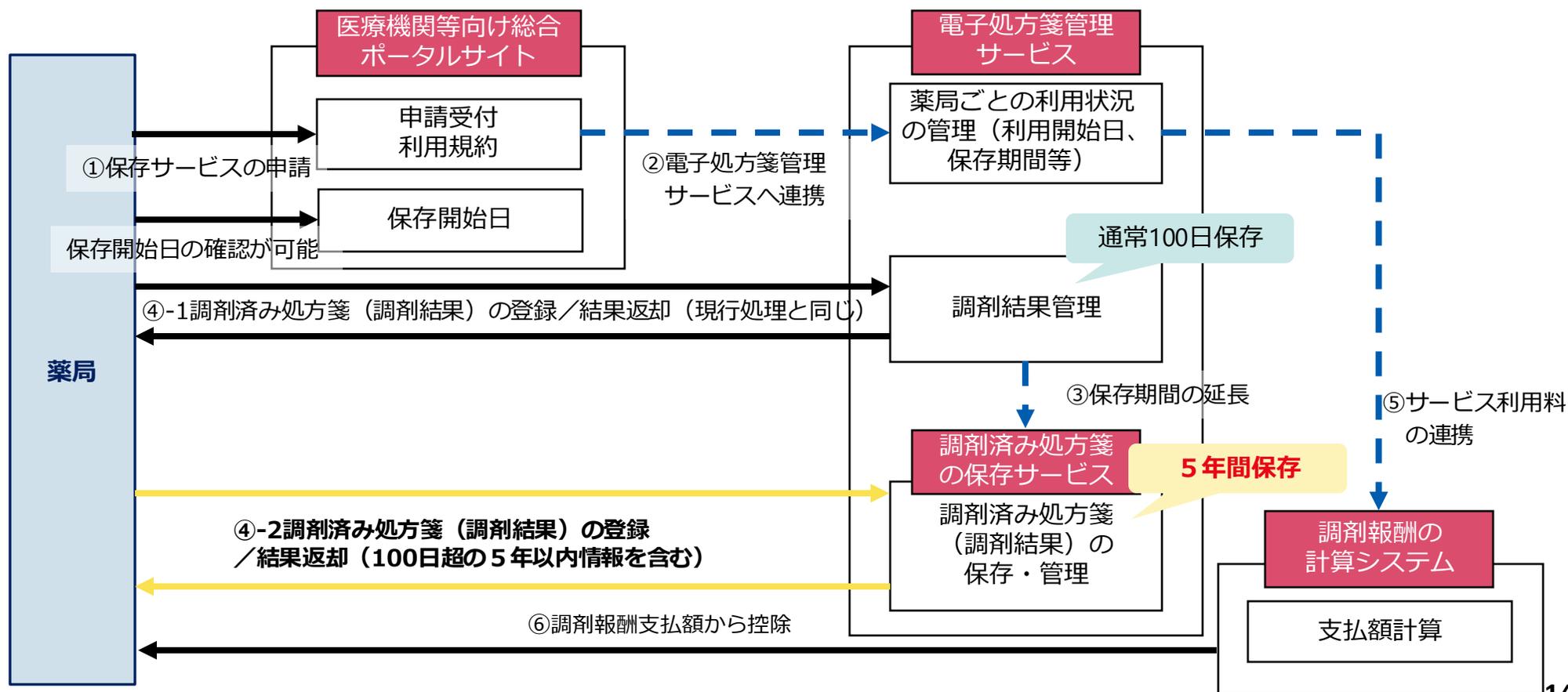


▼利用申請はこちら
[調剤済み処方箋の保存サービスの利用申請](#)

まずはご自身のシステム事業者の本機能を導入したい旨をお伝えください！

調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 調剤済み処方箋の保存サービスの利用にあたっては、薬局から医療機関等向け総合ポータルサイトで利用申請を行っていただきます。
- 保存開始日以降に保管登録があった調剤済み処方箋が、調剤年月日から5年間保存されます。5年の保存期間中であれば、いつでも取得することができます。



医療扶助の電子処方箋対応について

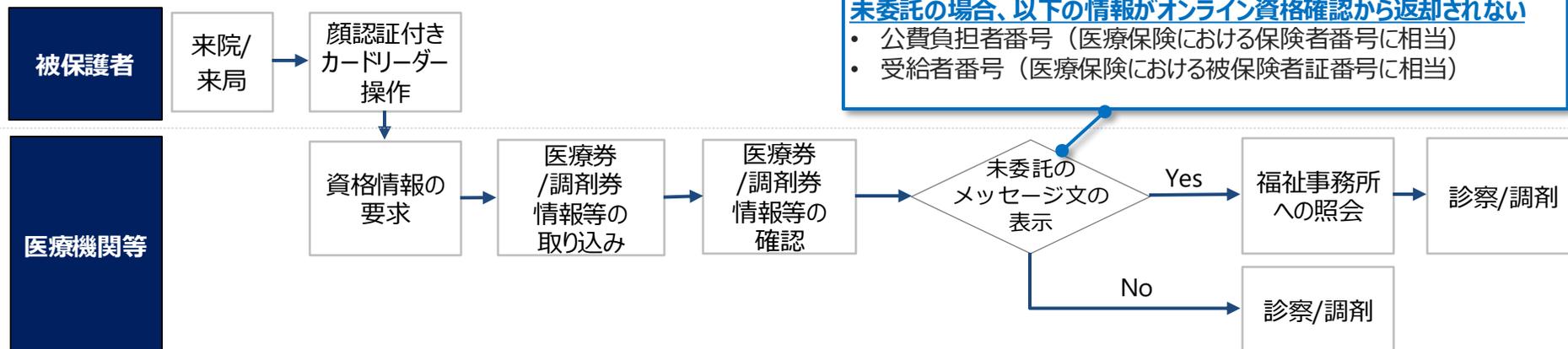
- 医療扶助のオンライン資格確認が令和6年3月から開始。同年4月から生活保護受給者（被保護者）に対しても電子処方箋の発行が可能。

(注) 前提として、被保護者が医療行為/調剤行為を受けるためには、福祉事務所から発行される医療券/調剤券（マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認による場合を含む）が必要となり、また、福祉事務所から委託された指定医療機関等で受診等する必要があるが、この運用自体は変わらない。

- 被保護者の場合も、電子処方箋の発行に当たっては、オンライン資格確認で取得した患者の有効な資格情報に紐づけてデータを登録することとなる。そのため、未委託の指定医療機関等では患者の資格情報に相当する公費負担者番号等をオンライン資格確認で確認できず、電子処方箋は発行されないこととなる。

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用（令和6年3月～）

※現行の制度の考え方にに基づき、委託先の医療機関等での受診等を原則とする。



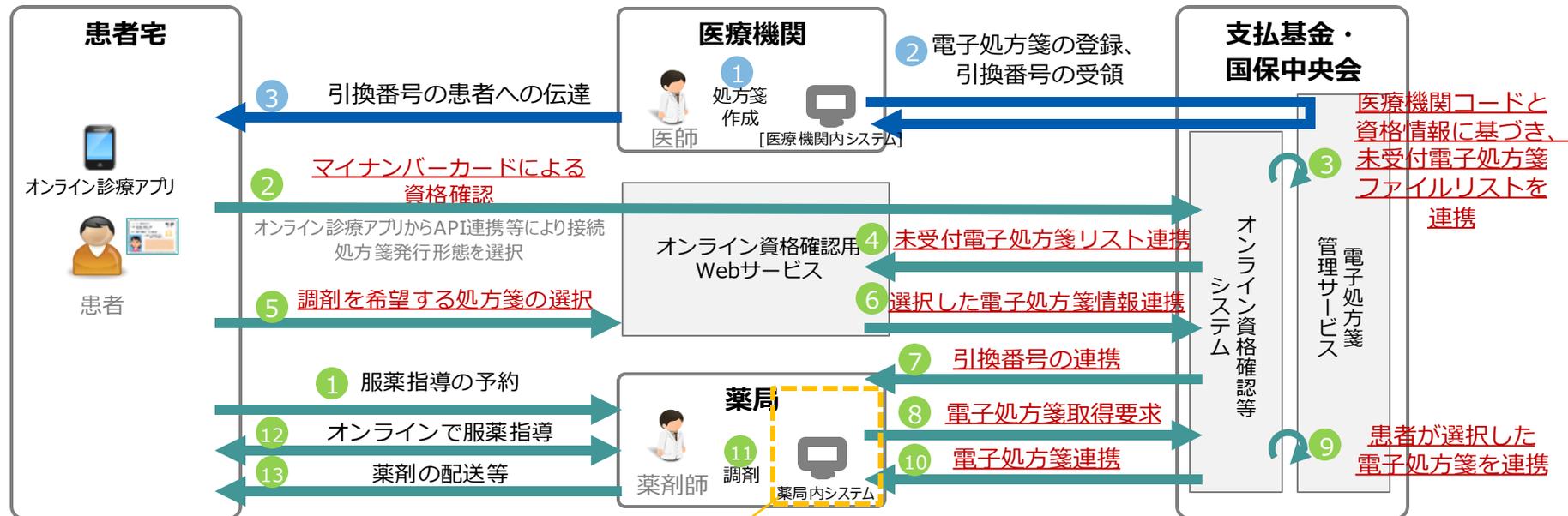
電子処方箋の発行にあたって

- ✓ 電子処方箋を発行するためには、医療機関等がオンライン資格確認で照会した有効な資格情報にひも付ける形で電子処方箋を作成する。
- ✓ **未委託の指定医療機関等に被保護者が訪れた場合、医療保険における保険者番号、被保険者証番号に相当する公費負担者番号、受給者番号をオンライン資格確認から取得できないため、電子処方箋を発行できず、従来どおり紙の処方箋を発行する。**

電子処方箋におけるマイナ在宅受付Webの活用

- オンライン診療・オンライン服薬指導の業態で電子処方箋の発行・受付はできるものの、マイナンバーカードによる受付ができないため、過去の薬剤情報閲覧等の同意等ができないといった制約があったが、マイナ在宅受付Webの開始に伴い、医師・薬剤師等が処方・調剤情報を閲覧できるようになっている。
- また、薬局で処方箋の受付を行う際、患者が顔認証付きカードリーダーで調剤対象の処方箋を選択することができるが、オンライン服薬指導の場合でも、自宅等で患者のスマホからマイナ在宅受付Webを活用し、調剤対象の処方箋を選択できるようになっている。
- その後、患者が指定した薬局において資格確認等を行った場合、オンライン資格確認等システムから資格情報と共に患者が選択した処方箋の引換番号を返却することで、薬局は従来どおり、資格情報と引換番号をもとに処方箋の受付ができるようになる。

(既存方式との差異を赤字・下線で記載)



薬局が資格確認を行う際に、引換番号も取得できるようにする。
(これにより、従来どおり、引換番号と資格情報をもとに処方箋の取得が可能となる)

院内処方へのプレ運用

○ 院内処方へのプレ運用については、検証項目を設定し、協力いただける医療機関から順次対応依頼中。

- 令和5年1月の電子処方箋管理サービスの運用開始以降、院外処方箋の処方・調剤情報のみを取り扱っていたところ、更に処方・調剤情報を拡充するため、令和7年1月より院内処方の情報も取り扱えるようになる。
- ただし、運用開始当初の一定期間は「院内処方機能の本格運用までの課題解決等を目的としたプレ運用」として、電子処方箋の院内処方に関する機能が現場で問題なく利用され、かつ、効果を発揮することを重点的に確認し、検証する方針。

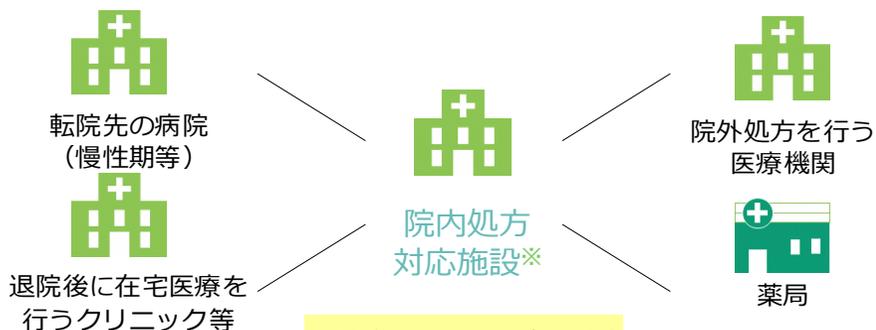
(注) プレ運用の期間は電子カルテ情報共有サービスの本格運用開始までの期間などを想定。

- 主に、医療機関が院内処方等情報を問題なく電子処方箋管理サービスに登録でき、かつ、院内処方等情報が他医療機関・薬局で活用できること等を検証する。そのため、プレ運用として開始した医療機関等には、厚生労働省からの運用状況の確認等にご協力いただきながら、参加病院周辺の医療機関・薬局にも院内処方の情報を閲覧できるよう必要に応じてシステム改修を依頼する予定。

プレ運用で巻き込む施設及び検証したい内容

※対象施設調整中。

プレ運用対象施設（準備中も含む）



院内処方対応施設と連携（退院や転院等の場面で）する医療機関・薬局が院内処方の情報を閲覧できることのメリット

・院内処方対応施設が問題なく情報を登録できること
・他の医療機関・薬局の情報を閲覧できることによるメリット

院外処方を行う医療機関や調剤を行う薬局が院内処方等情報を閲覧できることのメリット

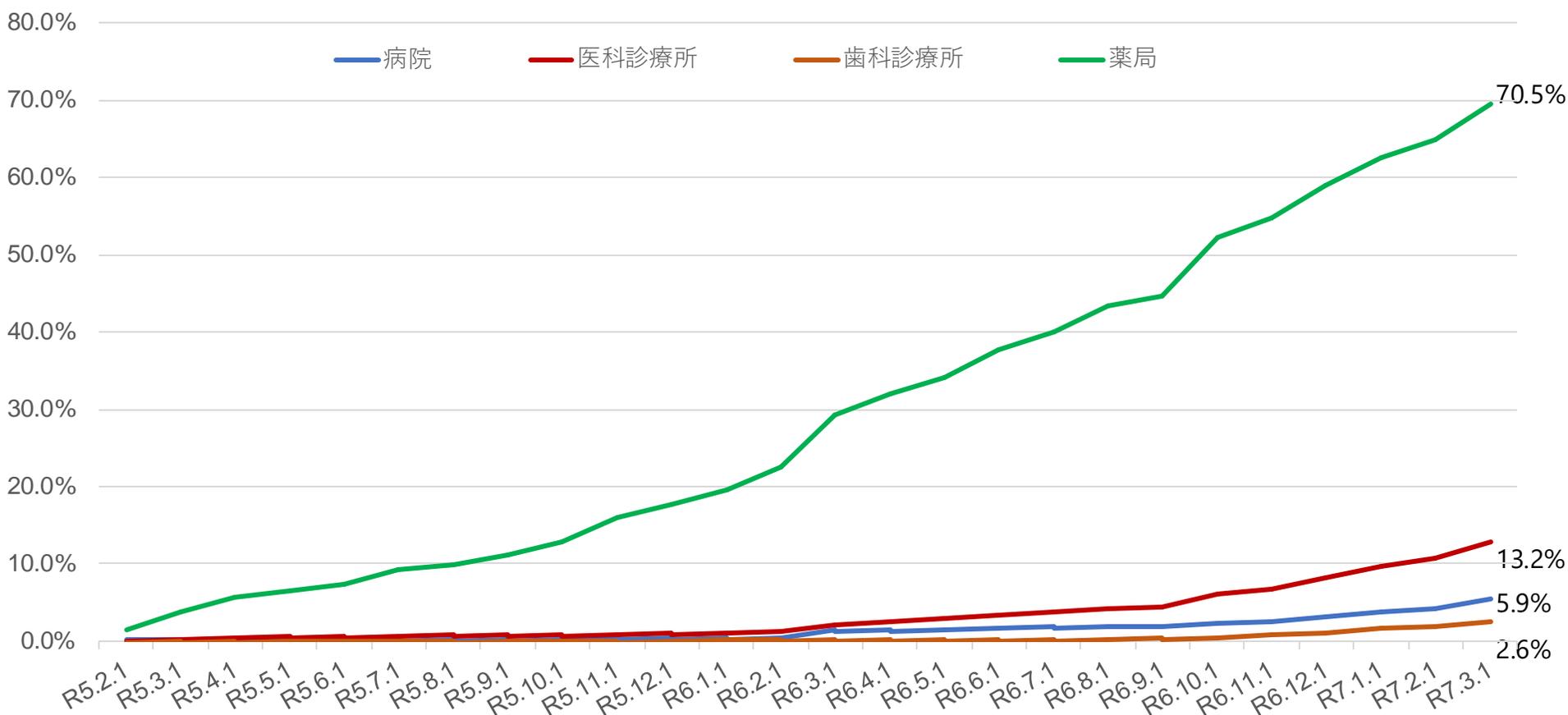
医療機関名	ベンダ名
長野県立木曽病院	株式会社ソフトウェア・サービス
藤田医科大学病院	日本アイ・ビー・エム株式会社
歯科診療所	株式会社ノーザ、株式会社ミック

※順次追加

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

電子処方箋の普及状況

- 令和7年3月9日現在、全国55,548施設（26.2%）で電子処方箋の運用開始済。内訳は病院470（5.9%）、医科診療所10,947（13.2%）、歯科診療所1,578（2.6%）、薬局42,553（70.5%）。



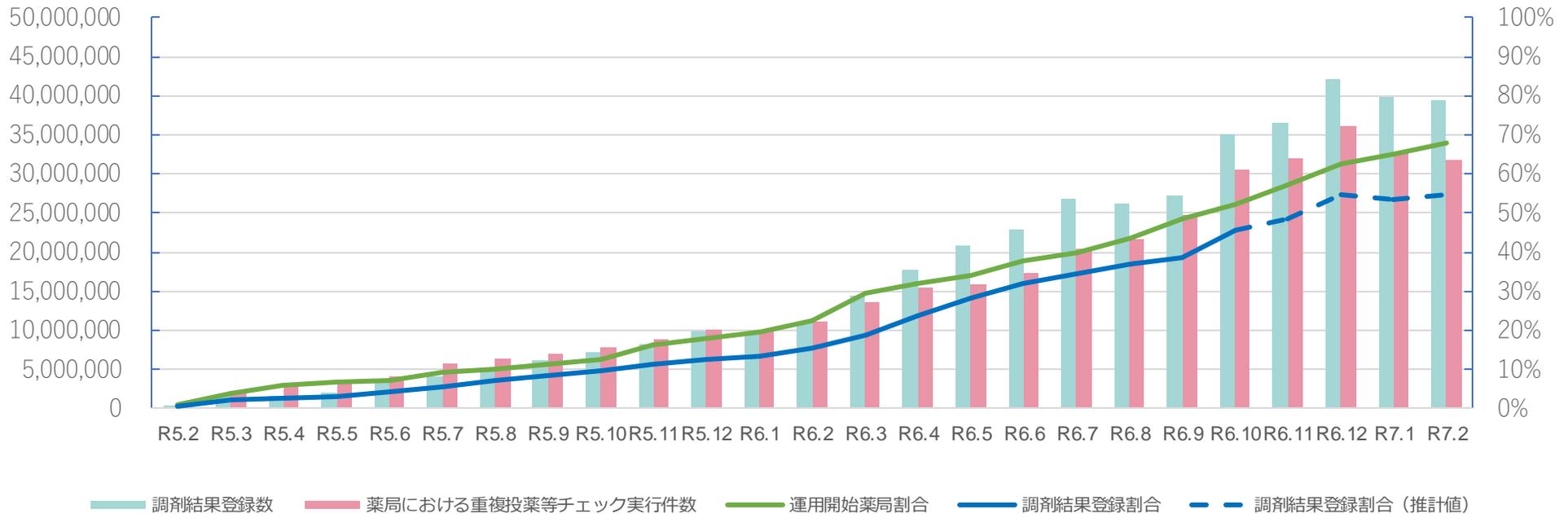
(注) 導入率は、電子処方箋対応施設数をオンライン資格確認導入施設数で除したものの。

薬局における電子処方箋の利用

- 電子処方箋システムを導入した薬局では紙の処方箋を含め、調剤結果情報の電子処方箋管理サービスへの登録が進んでいる。
- 患者を薬の相互作用リスクから守り、医療機関・薬局の効率化に繋げるには医療機関の電子処方箋システムの普及に加え、薬局の調剤結果情報の登録の引き上げ、その情報を活用した重複投薬等チェックの実行を進めていく必要がある。

調剤結果登録数／月
薬局における重複投薬等チェック実行回数／月

運用開始薬局割合
調剤結果登録割合



調剤結果登録数 : 電子処方箋システムを導入した薬局から電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数
 薬局における重複投薬等チェック実行件数 : 薬局受付時処方箋情報での重複投薬等チェック件数と確定前調剤結果情報での重複投薬等チェック件数の総数
 薬局の電子処方箋導入割合 : オンライン資格確認等システムを導入した薬局のうち、電子処方箋システムを導入した薬局の割合 (最終週日曜日時点の値)
 調剤結果登録割合 : レセプトベースの処方箋枚数 (「調剤医療費の動向」より) で、調剤結果登録数を除いたもの。ただし、直近のレセプトベースの処方箋枚数は得られるまでにタイムラグがあるため、値が得られていない月の処方箋枚数については、6カ月前のレセプトベースの処方箋枚数の対前年同月比を用いて推計している。

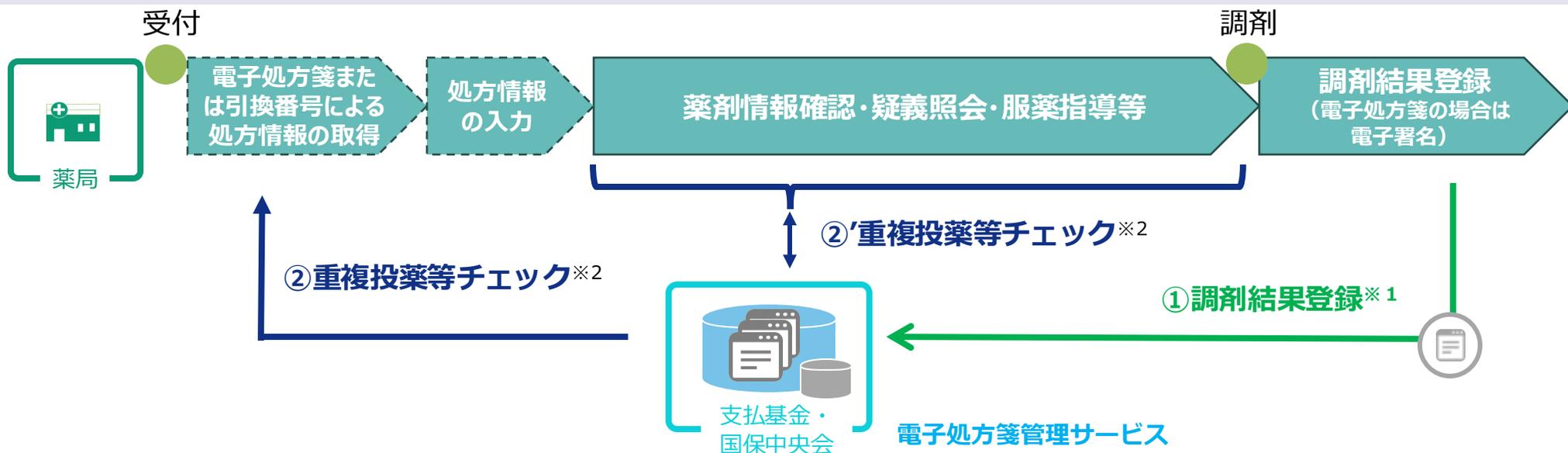
調剤結果登録と重複投薬等チェックの実施のお願い

○ 薬局におかれては、患者を薬の相互作用リスクから守るため、

① 全ての調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録する※1

② 1回以上の重複投薬等チェックの実行する※2

この2点が業務フローに組み込んでいるか等を確認の上、確実に対応いただきたい。



※1 令和7年4月より、薬局の医療DX推進体制整備加算の施設基準通知に「紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること」が明記される。

※2 重複投薬等チェックは上図のとおり、2通りあるが、1回以上の重複投薬等チェックの実行が必要

② 「電子処方箋の受付時」または「引換番号が印字された紙処方箋で受付し、処方情報を取得する際」に必ず実行される重複投薬等チェック（それ以外の対応時では実行されない）

②' 実施タイミングや回数制限がなく、どの処方箋対応時でも実行可能な重複投薬等チェック

目標の達成状況と今後の課題

目標の達成状況

- 目標期限（2025年3月末）までに**約8割弱の薬局**が導入見込み（立地する市区町村の人口カバー率は概ね100%）
令和7年（2025年）夏頃には**概ね全ての薬局**での導入が見込まれる※1

薬局は、電子のみならず紙の処方箋についても
調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録

直近の薬剤情報の活用による より良い医療が実現

[主要な施策目標は達成] ※2

- ① 複数医療機関を受診する**患者を薬の相互作用リスクから守る**
 - ✓ 薬局が薬の調剤時に重複投薬等チェック、処方・調剤情報を踏まえた処方監査を実施
- ② 患者の**直近の薬剤情報が整い有事の際に利用可能**に
 - ✓ 災害時における治療継続の支援
 - ✓ 救急車に配備することにより**救急時の搬送・受入等に活用**

【残された課題】

- 医療機関への普及率は約1割弱**に留まる見込み
- 医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備**

医療現場・ベンダから挙げられる主な導入阻害要因と令和7年の対策

医療現場が導入をためらう要因

- ① 医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかが分からない
- ② 複数のシステム改修が断続的に必要となることによる負担が大きい。また、他の医療DXに関する開発によりシステムベンダーの体力が奪われている
- ③ 電子処方箋の運用に必要な機能がシステムベンダーで対応していない
- ④ 電子カルテのシステム更改や切替等によらず、導入する際の費用負担が重い
- ⑤ 周囲の医療機関・薬局が導入していない（導入施設数が限られ、緊要性を感じない）
- ⑥ 患者からの要請がなく、ニーズを感じない
- ⑦ 電子カルテを導入しておらず、電子処方箋をいれても効率的にならない

令和7年の対策

- ① 電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策の着手及びシステムベンダーに対する医療機関や薬局の確認作業に係る協力依頼等
- ② 必要な改修を除き、医療機関・薬局側に係る機能の追加を、当分の間見送る。運用する上で「必要最小限の機能」を提示。電子カルテ情報共有サービスの導入とともに導入を促すことで、システムベンダー及び医療機関の負担軽減を図る
- ③ 既存機能のシステムベンダーへ早期導入・開発要請、院内処方機能の課題抽出等を目的としたプレ運用開始
- ④ 導入補助金を継続（※令和6年度補正予算において措置）等
- ⑤ 公的病院等のフォローアップやチェーン薬局等を中心に継続して導入
- ⑥ 国民向け周知広報の実施（若年世代へのデジタル広告や薬局における広告等）
- ⑦ 標準型電子カルテを含めたクラウド型電子カルテの普及を進める

電子処方箋に関する今後の対応

- 令和7年（2025年）3月までに概ね全国の医療機関・薬局に普及させることを目標に掲げて取り組んできたが、仮に足下の導入実績が継続すると、同期限までに、薬局は約8割弱、医療機関は約1割弱の導入にとどまる。 ※1足下の導入実績が継続した場合の試算（令和7年1月22日「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム公表時点）
- 令和7年（2025年）夏頃には概ね全ての薬局での導入が見込まれるところ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整えつつ、医療機関への導入に取り組む。

● 導入されていない医療機関等に対するフォローアップ

国民が全国どこでも電子処方箋による質の高い医療を受けるためにも、電子処方箋システムを導入した薬局における電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録・重複投薬等チェックの徹底を要請するとともに、電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整えつつ、導入されていない医療機関等への対応は不可欠であり、フォローアップを実施（医療機関の規模、医科・歯科、診療科等のセグメントごとに導入阻害要因を更に分析し、その結果を踏まえ必要な施策の検討）。

● 更なる導入策の措置

導入状況やフォローアップを踏まえ、これまでの導入策や診療報酬による対応に加え、公的病院等への導入再要請や、システムベンダーへの早期導入・開発要請、医療機関・医師を中心とした医療関係者等向けの周知広報の強化、都道府県による電子処方箋の導入支援施策、医療機関内・薬局内のシステムとの連携推進も含め、更なる導入策を講じる。電子カルテ情報共有サービスの導入等とも併せ、医療機関の負担が小さくなる形で導入できるよう施策の検討を進める。

● 機能の追加実装の一時停止

電子処方箋の機能については、現状存する機能をもって「必要最小限の基本機能」が開発されたことから、更なる機能の追加については、必要な改修を除き、当分の間行わない。

● 医療機関等における利活用状況や効果等の調査

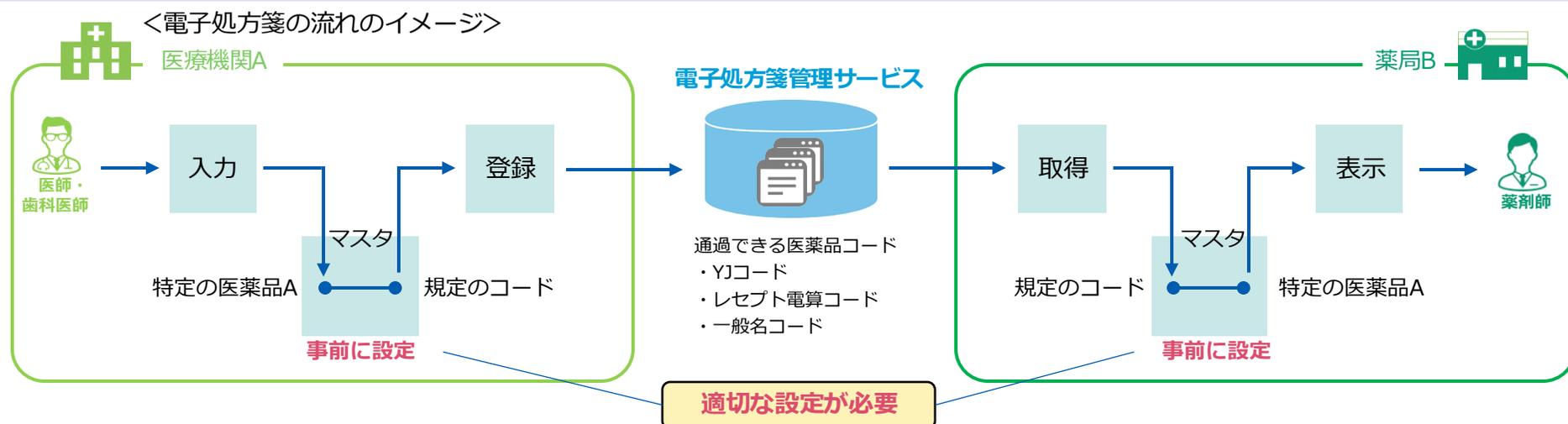
電子処方箋活用による効果を提示し、医療関係者の理解向上・活用促進に繋がるよう、早期に電子処方箋を導入した医療機関等に対して、電子処方箋の利活用状況や効果等について調査を実施する。

 上記の取組を踏まえ、電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う。

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

電子処方箋システムの一斉点検の実施

- 令和5年1月から運用している電子処方箋について、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが令和6年12月19日までに7件報告されたことを踏まえ、当該システムの設定の点検を促す周知を行う間、同月20日から26日までの7日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止した。令和6年11月に電子処方箋を発行している医療機関2,539件のうち5件を残し厚生労働省の周知に対する確認を終え、かつ、システムベンダーへの厚生労働省の周知に対する確認も全て終えたことから、27日より再開（当該5件の医療機関は引き続き電子処方箋の発行を停止）。
- 当該5件についても、令和7年3月13日時点で長期休診の1件を残し厚生労働省の周知に対する確認がとれたことから、順次再開したところ。
- さらに、医療機関・薬局のシステムの設定について点検を完了し、厚生労働省に報告した医療機関等について、同省HPにて、令和6年12月26日より順次公表しており、令和7年3月13日時点で、令和6年11月に電子処方箋を発行していた医療機関のうち2,437件（約96%）、電子処方箋システムを運用している薬局のうち34,224件（約80%）、システムベンダー123件（100%）が点検完了済として公表済。



(注) 令和7年3月9日時点で電子処方箋システムを運用している薬局数：42,553件、令和7年3月12日時点で電子処方箋システムの取扱いが確認されているシステムベンダー総数：123件

電子処方箋システム一斉点検の実施を踏まえた対応

- 電子処方箋発行の再開を踏まえ、令和6年12月26日、各関係団体宛に、当分の間の対応として、以下の対応について、医療機関・薬局・システムベンダーに周知徹底を促した。
- 医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備するため、令和7年夏頃までに電子処方箋管理サービスにおけるシステム改修を終える。
- さらに、医薬品コードの仕組みのあり方については、令和7年夏頃を目処に今後の方向性を整理する。

【電子処方箋管理サービスのシステム改修を行うまでの当分の間の継続対応】

（医療機関・薬局・システムベンダー共通）

- 医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて確認の上、厚生労働省への点検報告・電子処方箋の適切な運用の実施

（医療機関）

- 当分の間、適切な電子処方箋の発行が可能な場合を除き、紙の処方箋による発行を依頼
電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合のみ

（薬局）

- 電子処方箋を応需した場合、処方内容（控え）又は送付された医薬品のテキスト情報を合わせて確認し、調剤実施
点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。

（厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会））

- 上記に関する対応について、モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を実施

【システム上の対応】

- 電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策に既に着手したところ、令和7年夏頃までに電子処方箋管理サービスにおける改修を終える

【更なる今後の対応】

- 医薬品コードの仕組みのあり方について、令和7年夏頃を目処に今後の方向性を整理する

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について（令和6年12月26日厚生労働省医薬局総務課長通知）

- 電子処方箋管理サービスを再開するにあたり、令和6年12月26日に、電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について（令和6年12月26日厚生労働省医薬局総務課長通知）において、以下の内容を医療機関・薬局・システムベンダーへ周知。

● 医療機関・薬局ともに対応いただきたいこと

- ・医療機関・薬局においては医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。

● 医療機関に対応いただきたいこと

- ・国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間は、医師の処方意図と異なる医薬品の処方を防止するための安全対策を優先し、以下の場合を除き、紙の処方箋を発行する。

－電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合のみとする。

- ・電子処方箋の発行が可能な状態で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。

－以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。

- 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
- 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合

－以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。

- 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合

- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。

（※）YJコード、レセプト電算処理コード、一般名コード

（注1）電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。（注2）医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。

（注3）なお、電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策の速やかな着手及び医薬品のダミーコードを含めた仕組みのあり方について検討を進める。

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について（令和6年12月26日厚生労働省医薬局総務課長通知）

● 薬局に対応いただきたいこと

- ・ 医師の処方意図と異なる医薬品の表示を防ぐ観点から、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定等についてシステムベンダーとも確認し、かつ、ダミーコードを特定の医薬品に設定しないようにする。
- ・ 医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品の確認を実施する。
- ・ 電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認する。
- ・ 電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。
- ・ 紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。

● システムベンダーに対応いただきたいこと

- ・ システムベンダーにおいて、医療機関・薬局が前述までの対応を実施するため、ご協力いただきたいこと。

● その他

- ・ 厚生労働省、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。
- ・ 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトや医療機関等ONSからの案内を定期的に確認いただきたいこと。
- ・ 別途厚生労働省から配布するダミーコード等に関連するインシデント事例等を参考に誤表示の防止対策を実施していただきたいこと。

令和7年夏頃までに行う医薬品コード等に関する対応について①

- 令和6年12月の電子処方箋システムの一斉点検の対応を踏まえ、医薬品の誤表示の防止等の観点から、今後以下の措置の実施又は今後対応を考えている。

○ 医薬品等のダミーコードに対する対応

- ・ 新たに薬価収載される医薬品等については、YJコード等が医療機関・薬局で使用できるようになるまでタイムラグがあるなどの特殊な場合のために、コード自体に特定の意味を有さないダミーコードと医薬品名称のテキスト情報を合わせて登録できるようにしていた。
- ・ こうしたなか、YJコード等が使用できる状況であるにも関わらずダミーコードが多用されていたことや、ダミーコードと特定の医薬品が設定された事例が確認されたことから、現在は医薬品のダミーコードを使用しないよう医療機関・薬局に周知徹底をしているところ。
- ・ 今後、システム上の防止措置を強化し、医療安全を確保する観点から、電子処方箋管理サービスにおいて医薬品のダミーコードを受け付けない状態に変更する。併せて、特定器材コードについても同様の対応を行う。

○ 廃止された一般名コードに係る対応

- ・ 電子処方箋の中で使用するコードとしては、①YJコード、②レセプト電算処理システムコード、③一般名処方マスタ上の一般名コードの3種類のコードが採用されている。
- ・ 現状、一般名コードは一般名処方加算の対象から外れると厚生労働省が公開している一般名処方マスタから削除されている。一方、医療機関において、一般名処方加算の対象から外れた場合にも、引き続き同じ一般名コードを用いて一般名処方をすることがある。電子処方箋管理サービスで使用できるのは上記3種類のコードのため、医療機関側が削除された一般名コードをダミーコードに変換して処方する流れが生じてしまっていた。
- ・ 医療現場のニーズを踏まえ、一般名処方マスタから削除された一般名コードも電子処方箋管理サービスにおいて使用できるようシステム上の措置を行う。

令和7年夏頃までに行う医薬品コード等に関する対応について②

- 令和6年12月の電子処方箋システムの一斉点検の対応を踏まえ、医薬品の誤表示の防止等の観点から、今後以下の措置の実施又は今後対応を考えている。

○ YJコード・レセプト電算処理システムコードの廃止年月日の処理

- ・ 現状、電子処方箋管理サービス内の仕様として、YJコード・レセプト電算処理システムコードの有効期間・廃止時期を一体的に管理している。このため、販売終了等によりYJコードが廃止されると、YJコード・レセプト電算処理システムコードが共に使用できなくなる。
- ・ その結果、レセプト電算処理システムコードまでが使用できなくなるため、その後に薬局で調剤結果登録を行う際に、ダミーコードを使用せざるを得なくなる状況が生まれる。
- ・ 医療機関・薬局がダミーコードを使用せざるを得ない状況を回避する観点から、レセプト電算処理システムコードがレセプト請求用の医薬品マスタ上、有効となっている間は電子処方箋管理サービス内でも有効にすることとする。

○ 医薬品コードの資料の充実等

- ・ 随時、医薬品コードの解説資料の充実や更新を行っており、厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイトで案内中。引き続き、充実を図っている。

○ 医薬品コード等に係る中長期的な対応

- ・ 前述のとおり、電子処方箋管理サービスにおいては、YJコード・レセプト電算処理システムコード・一般名コードといった既存の医薬品コードを利活用している状況。こうした状況を踏まえ、医薬品コード等のあり方について方向性を整理している。

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- **必要最小限の基本機能について**
- 支援策について
- 周知広報について

電子処方箋システム 基本機能について ～医療機関～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**医療機関**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の発行・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。当該基本機能に対応済みのシステム事業者は**約7割**※1（R7.1時点）

必要最小限の基本機能

電子処方箋の発行に関する機能

- ・ 処方箋登録（医師の電子署名※2を含む）
- ・ 処方箋参考情報取得
- ・ 処方箋取消
- ・ リフィル処方箋
- ・ 処方箋発行形態の管理※3

電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 処方箋状況及び調剤結果取得
- ・ 薬剤情報等管理
- ・ 口頭同意による情報閲覧

※1：令和7年1月末までに、厚生労働省にシステム導入状況を報告しているシステム事業者の割合

※2：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

※3：技術解説書では任意機能であるが、患者が顔認証付きカードリーダー等で選択した処方箋の発行形態を電子カルテ等に反映・管理する機能で運用上有用であり、ほとんどのシステム事業者での対応がなされていることから基本機能とする

実装されていることが望ましい機能

- ・ 処方箋変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID検索※4

※4：システムエラー等で電子処方箋の登録結果を受信できない場合において、電子処方箋の取消や変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」を検索する機能

電子処方箋システム 基本機能について ～薬局～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**薬局**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の受付・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。当該基本機能に対応済みのシステム事業者は**約8割**^{※1}（R7.1時点）

必要最小限の基本機能

電子処方箋の受付に関する機能

- ・ 処方箋受付（医師の署名の検証を含む）
- ・ 処方箋受付取消
- ・ 処方箋回収
- ・ リフィル処方箋

電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 薬剤情報等管理
- ・ 口頭同意による情報閲覧
- ・ 調剤結果登録（薬剤師の電子署名^{※2}を含む）
- ・ 調剤結果取消

※1：令和7年1月末までに、厚生労働省にシステム導入状況を報告しているシステム事業者の割合

※2：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

実装されていることが望ましい機能

- ・ 調剤結果変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID／調剤結果ID検索^{※3}

※3：システムエラー等で電子処方箋の受付結果や調剤結果登録の結果を受信できない場合において、電子処方箋の受付や調剤結果登録の取消・変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」「調剤結果ID」を検索する機能。

電子処方箋システム 機能概要について ～医療機関～

		機能概要
必要最小限の基本機能	処方箋登録	電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスに登録する機能（電子署名を含む） ※署名方式：ローカル署名あるいはリモート署名（HPKIカードあるいはFIDO（生体認証）、マイナンバーカードのいずれかで本人認証ができる仕組み）
	処方箋参考情報取得	電子処方箋を登録した場合に処方内容（控え）を印刷する機能
	処方箋取消	発行済の電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスから取り消す機能
	リフィル処方箋	リフィルの電子処方箋を作成・登録できる機能
	処方箋発行形態の管理	発行する処方箋について、顔認証付きカードリーダー等で選択した処方箋の発行形態（患者の希望が紙なのか電子なのか）を電子カルテシステム等に反映・管理する機能
	重複投薬等チェック	過去に処方・調剤された医薬品と今回処方する医薬品の重複投薬・併用禁忌をチェックする機能
	処方箋状況及び調剤結果取得	発行した電子処方箋（処方情報）に対する調剤結果等を医療機関が照会する機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能
実装が望ましい機能	口頭同意による情報閲覧	患者から薬剤情報の閲覧に係る同意を取得していない場合に、重複投薬等チェックにかかった際、対象となった処方・調剤情報の詳細を閲覧するために患者に口頭等で同意を得て、利用する機能
	処方箋変更	発行済の電子処方箋（処方情報）を変更する機能
	重複投薬等チェック事前処理	患者の被保険者番号等を基に、過去の処方・調剤情報を抽出した後、重複投薬等チェック用のデータを事前に作成し、電子処方箋管理サービスに一時的に保存しておき、時間をおいて実施される重複投薬等チェックにかかる時間を短縮するための機能
	処方箋ID検索	処方箋受付要求が正常に処理されたがシステムエラー等により処方箋IDを含む処方箋受付結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能

電子処方箋システム 機能概要について ～薬局～

		機能概要
必要最小限の基本機能	処方箋受付	電子処方箋管理サービスから電子処方箋（処方情報）を取得して取り込む機能（リフィル処方箋の受付を含む）
	処方箋受付取消	取り込んだ電子処方箋（処方情報）の受付を取り消す機能
	処方箋回収	取り込んだ電子処方箋（処方情報）の回収するのと併せて、調剤を行わない旨および理由の登録を行う機能
	リフィル処方箋	リフィルの電子処方箋を受付でき、調剤結果の登録ができる機能
	重複投薬等チェック	過去に処方・調剤された医薬品と今回調剤する医薬品の重複投薬・併用禁忌をチェックする機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能
	口頭同意による情報閲覧	患者から薬剤情報の閲覧に係る同意を取得していない場合に、重複投薬等チェックにかかった際、対象となった処方・調剤情報の詳細を閲覧するために患者に口頭等で同意を得て、利用する機能
	調剤結果登録	調剤した結果である調剤結果情報を作成し、電子処方箋管理サービスに登録する機能（電子署名を含む） ※署名方式：ローカル／リモート署名（HPKIカードあるいはFIDO（生体認証）、マイナンバーカードのいずれかで本人認証ができる仕組み）
調剤結果取消	登録した調剤結果情報を取り消す機能	
実装が望ましい機能	調剤結果変更	登録した調剤結果情報を変更する機能
	重複投薬等チェック事前処理	患者の被保険者番号等を基に、過去の処方・調剤情報を抽出した後、重複投薬等チェック用のデータを事前に作成し、電子処方箋管理サービスに一時的に保存しておく機能。時間をおいて実施される重複投薬等チェックにかかる時間を短縮するための機能
	処方箋ID検索	処方箋受付要求が正常に処理されたがシステムエラー等により処方箋IDを含む処方箋受付結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能
	調剤結果ID検索	調剤結果登録要求が正常に処理されたがシステムエラー等により調剤結果IDを含む調剤結果登録結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、調剤結果IDを取得する機能

基本機能対応のシステム事業者（R7.1時点）

医療機関向けシステム事業者

アリスト・ジャパン、ウィーメックスヘルスケアシステムズ、ウィーメックス、キヤノンメディカルシステムズ、ソフトマックス、タック、メディカルウイズ、メディカルストラクチャー、EMシステムズ、SBS情報システム、アップルドクター、シーエスアイ、ソフトウェア・サービス、ダイナミクス、ナイス、ファインデックス、ミックメディカルJSP、メドレー、ユヤマ、レスコ、ワイズマン、亀田医療情報、東亜システム、日本アイ・ビー・エム、日本医師会ORCA管理機構、日本電気、富士通Japan

薬局向けシステム事業者

アイテック阪急阪神、ウィーメックスヘルスケアシステムズ、ウィーメックス、ノアメディカルシステム、EMシステムズ、シグマソリューションズ、ズー、モイネットシステム、ユニケソフトウェアリサーチ、三菱電機ITソリューションズ

システム事業者における開発・導入状況 ～病院向け～

○ 合計約5,500弱のユーザー施設（病院）をもつシステム事業者から開発状況等を確認。（令和7年1月末時点）

	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 <small>下欄は本人認証方式</small>	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	アリスト・ジャパン株式会社	○	△	○	○
2	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	○
3	ウィーメックス株式会社	○	△	○	○
4	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	○	○	○	○
5	ソフトマックス株式会社	○	△	△	△
6	タック株式会社	○	○	○	○
7	メディカルウィズ株式会社	○	○	△	△
8	株式会社SBS情報システム	○	△	○	○
9	株式会社アップルドクター	○	○	○	○
10	株式会社医療情報システム	△	○	○	○
11	株式会社エーアイクリエイト	△	○	○	○
12	株式会社エーシーエス	△	△	○	○
13	株式会社エムビーテック	△	△	△	△
14	株式会社オブテック	△	△	△	△
15	株式会社シーエスアイ	○	○	○	○
16	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○
17	株式会社ソーネット	△	△	△	△
18	株式会社ナイス	○	○	○	○
19	株式会社パシフィックメディカル	△	○	○	○
20	株式会社ファインデックス	○	○	○	○
21	株式会社メディカルJSP	○	△	○	○
22	株式会社メディサージュ	△	△	○	○
23	株式会社両備システムズ	△	△	○	○
24	株式会社レスコ	○	○	○	○
25	株式会社レゾナ	△	△	△	△
26	株式会社ワイズマン	○	△	○	○
27	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○
28	大新技研株式会社	△	△	△	△
29	東亜システム株式会社	○	○	○	○
30	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	○	○
31	日本医師会ORCA管理機構	○	○	○	○
32	日本電気株式会社（NEC）	○	○	○	○
33	富士通Japan株式会社	○	○	○	○

システム事業者における開発・導入状況 ～医科診療所向け～

○ 合計67,000強のユーザー施設（医科診療所）をもつシステム事業者から開発状況等を確認。（令和7年1月末時点）

	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 下欄は本人認証方式	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	CAPS株式会社	△	△	△	△
2	アリスト・ジャパン株式会社	○	△	○	○
3	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	○
4	ウィーメックス株式会社	○	△	○	○
5	セコム医療システム株式会社	△	△	△	△
6	ソフトマックス株式会社	○	△	△	△
7	タック株式会社	○	○	○	○
8	メディカルウィズ株式会社	○	○	△	△
9	メディカルストラクチャー株式会社	○	○	△	○
10	株式会社DONUTS	△	△	○	△
11	株式会社EMシステムズ	○	○	○	○
12	株式会社SBS情報システム	○	△	○	○
13	株式会社アップドクター	○	○	○	○
14	株式会社エーシーエス	△	△	○	○
15	株式会社エムピーテック	△	△	△	△
16	株式会社オブテック	△	△	△	△
17	株式会社シーエスアイ	○	○	○	○
18	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○
19	株式会社ソーネット	△	△	△	△
20	株式会社ダイナミクス	○	△	△	△
21	株式会社パシフィックメディカル	△	○	○	○
22	株式会社ビー・エム・エル	△	△	○	△
23	株式会社ファインデックス	○	○	○	○
24	株式会社メディカルJSP	○	△	○	○
25	株式会社メドレー	○	△	○	○
26	株式会社ユヤマ	○	○	○	○
27	株式会社ラボテック	△	△	△	△
28	株式会社両備システムズ	△	△	○	○
29	株式会社レスコ	○	○	○	○
30	株式会社レゾナ	△	△	△	△
31	株式会社ワイズマン	○	△	△	△
32	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○
33	大新技研株式会社	△	△	△	△
34	東亜システム株式会社	○	○	○	○
35	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	○	○
36	日本医師会ORCA管理機構	○	○	○	○
37	富士通Japan株式会社	○	△	○	○

システム事業者における開発・導入状況 ～歯科診療所向け～

○ 合計37,000強のユーザー施設（歯科診療所）をもつシステム事業者から開発状況等を確認。（令和7年1月末時点）

	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 下欄は本人認証方式	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	OEC株式会社	△	△	△	△
2	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	○
3	エヌディーエル株式会社	△	△	△	△
4	デンタルシステムズ株式会社	△	△	△	△
5	メディア株式会社	△	○	○	△
6	メディカルストラクチャー株式会社	○	○	△	○
7	株式会社エーアイクリエイト	△	○	○	○
8	株式会社エクセルシオ	○	△	△	△
9	株式会社ソフトテックス	△	△	△	△
10	株式会社ナイス	○	○	○	○
11	株式会社ノーザ	△	△	△	△
12	株式会社ブラネット	△	△	△	△
13	株式会社ミック	○	△	△	△
14	株式会社モリタ	△	△	△	△
15	株式会社リード	△	△	△	△
16	東和ハイシステム株式会社	△	△	△	△
17	和みの工房大樹株式会社	△	○	△	△

システム事業者における開発・導入状況 ～薬局向け～

○ 合計56,000強のユーザー施設（薬局）をもつシステム事業者から開発状況等を確認。（令和7年1月末時点）

	ベンダ名	必要最小限の 基本機能	実装が望ましい機能	リモート署名 下欄は本人認証方式	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	アイテック阪急阪神株式会社	○	○	○	○
2	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	○	○	○
3	ウィーメックス株式会社	○	△	○	○
4	ノアメディカルシステム株式会社	○	○	△	△
5	株式会社EMシステムズ	○	○	○	○
6	株式会社シグマソリューションズ	○	△	○	○
7	株式会社ズー	○	○	△	△
8	株式会社ネグジット総研	△	△	○	○
9	株式会社モイネットシステム	○	○	○	○
10	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	○	○	○	○
11	東邦薬品株式会社	△	△	○	○
12	三菱電機ITソリューションズ株式会社	○	○	○	○

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

令和7年度における電子処方箋の導入補助について

- 令和7年度における医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、**目標の見直しまでの間として、令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象**とする。
- 併せて、令和6年度補正予算で措置している**電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件**についても、当初想定していた「令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設」から「**令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設**」に変更する。加えて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施する。
- なお、令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）における導入補助の取扱いについては、令和7年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討する。

国による導入費用の補助

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局	
ICT基金	基本機能部分	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
	基本機能＋追加機能部分（リフィル処方箋等）	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
機能拡充・促進事業	追加機能部分（リフィル処方箋等）	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
	追加機能部分（院内処方機能）	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円を上限に、その1/3を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円を上限に、その1/3を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額の21.5万円を上限に、その1/2を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/4を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/2を補助

※リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

都道府県による導入費用の助成

活用・普及
促進事業

都道府県助成

都道府県が環境整備のため医療機関・薬局へ導入費用を助成（国が一部補助）

医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

令和6年10月～令和7年3月

医療DX推進体制整備加算1 **11点**
医療DX推進体制整備加算1(歯科) **9点**
医療DX推進体制整備加算1(調剤) **7点**

(※) 初診時に所定点数を加算
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算2 **10点**
医療DX推進体制整備加算2(歯科) **8点**
医療DX推進体制整備加算2(調剤) **6点**

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算3 **8点**
医療DX推進体制整備加算3(歯科) **6点**
医療DX推進体制整備加算3(調剤) **4点**

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和6年6月～令和7年3月

在宅医療DX情報活用加算(※) **10点**
在宅医療DX情報活用加算(歯科訪問診療料) **8点**

(※) 在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(I)の2、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和7年4月～

医療DX推進体制整備加算1(医科) **12点** **(歯科)** **11点** **(調剤)** **10点**
医療DX推進体制整備加算2(医科) **11点** **(歯科)** **10点** **(調剤)** **8点**
医療DX推進体制整備加算3(医科) **10点** **(歯科)** **8点** **(調剤)** **6点**

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) **電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。**

医療DX推進体制整備加算4(医科) **10点** **(歯科)** **9点**
医療DX推進体制整備加算5(医科) **9点** **(歯科)** **8点**
医療DX推進体制整備加算6(医科) **8点** **(歯科)** **6点**

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (※) **電子処方箋要件なし**

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
 ※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
 ※3 **令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。**

令和7年4月～

在宅医療DX情報活用加算1(医科) **11点** **(歯科訪問診療料)** **9点**
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4) **電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。**

在宅医療DX情報活用加算2(医科) **9点** **(歯科訪問診療料)** **8点**
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)

(※) **電子処方箋要件なし**

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料

○医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和7年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の中で以下のとおり示されている。

医科診療報酬点数表関係（医療DX推進体制整備加算）

歯科診療報酬点数表関係（医療DX推進体制整備加算）

問2 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

（答）院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

電子処方箋管理サービスへの登録等については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）を参照すること。ただし、当該加算を算定するに当たっては、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が、適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了する必要がある。なお、点検が完了した保険医療機関は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により、その旨を報告すること。

（参考1）電子処方箋について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

（参考2）電子処方箋管理サービスについて（医療機関等向け総合ポータルサイト）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=c0252a742bdb9e508cdcfca16e91bf57

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料

○医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和7年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の中で以下のとおり示されている。

調剤報酬点数表関係（医療DX推進体制整備加算）

問1 電子処方箋により調剤する体制を有するとは具体的にどのような体制を指すか。

（答）「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）に基づいて電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を指す。ただし、当該加算を算定するに当たっては、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が、適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了している必要がある。なお、点検を完了させた保険薬局は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により、その旨を報告すること。

（参考1）電子処方箋について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

（参考2）電子処方箋管理サービスについて（医療機関等向け総合ポータルサイト）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=c0252a742bdb9e508cdcfc16e91bf57

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料

○医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和7年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の中で以下のとおり示されている。

調剤報酬点数表関係（医療DX推進体制整備加算）

問2 施設基準通知で「原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。」とあるが、数日分の調剤結果をまとめて登録するような場合でも要件を満たすか。

（答）満たさない。電子処方箋管理サービスの仕組みにより得られる薬剤情報は速やかに閲覧可能であるべきところ、医療機関や患者が最新の薬剤情報を活用し、そのメリットを享受できるようにするため、やむを得ない事態が発生した場合を除き、当該処方箋が調剤済みになった日に調剤結果を登録すること。

これに伴い「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日事務連絡）別添4の問4は廃止する。

税制の活用について

- 電子処方箋システムや関連設備の導入に際しては、中小企業投資促進税制や医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度などの税制が利用可能。

● 中小企業投資促進税制

医療機関・薬局

対象者 : 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）、従業員数1,000人以下の個人事業主

概要 : 中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る））又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

対象設備 : 一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上）等

● 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

医療機関・薬局

対象者 : 中小企業者または農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（通算法人を除く。）のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の法人

概要 : 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。

対象設備 : 器具および備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となり、また、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産であっても対象

● 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医療機関

対象者 : 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営むもの

概要 : 医療機関が、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアについて、普通償却限度額に加え、特別償却限度額（当該設備の取得額の15%に相当する額）まで償却することを認めるもの。

対象設備 : 類型1～5のいずれかに該当するものであり、1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。）の取得価額が30万円以上のもの。

類型5 チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備

- 医師の検査や処方の指示を電子的に管理するための設備

電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの

詳細は、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターにお問い合わせください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/1080000/001133723.pdf>

6

- 電子処方箋について
- 電子処方箋の現況と令和7年度の方針について
- 電子処方箋システムの一斉点検と対応について
- 必要最小限の基本機能について
- 支援策について
- 周知広報について

電子処方箋の理解向上のための取組み（国民向け）

- これまで、TVアニメ「薬屋のひとりごと」とのタイアップや事業所へのリーフレット送付を通じた従業員への呼び掛け、電子処方箋対応医療機関・薬局のマップ公表、ダッシュボードの掲載など各種周知広報に取り組んできたところ。さらに、ターゲットを絞った周知広報の強化を実施。

ポスター

**あなたのための、マイナ保険証。
あなたを守る、電子処方箋。**

薬は、飲み合わせによっては健康を害するおそれがあります。
マイナ保険証で、提供に同意すると、あなたの薬剤情報を薬剤師が正確に確認します。
電子処方箋のシステムでもチェックし、適切ではない薬の提供を防ぎます。



マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいいます。

詳しい情報は「厚生労働省ホームページ」をご確認ください。
電子処方せん



漫画広告



「薬屋のひとりごと」のキャラクターを用いた漫画広告。薬剤師がデジタル処方箋の利便性と安全性を説明している様子や、患者の安心感、家族への説明などが描かれています。



「薬屋のひとりごと」のキャラクターを用いた漫画広告。薬剤師がデジタル処方箋の利便性と安全性を説明している様子や、患者の安心感、家族への説明などが描かれています。

デジタル広告

旅の魅力は
ずっと残る記憶です。

旅先の急病には
ずっと残る記録です。



おくすりは、記憶より“記録”です。
過去の情報に基づく地方で、自分にも家族にも安心な医療へ。
選べるなら、**電子処方箋**を。

厚生労働省 [近くの医療機関・薬局をチェック](#)

一番の災害対策は
過去の記憶です。

災害時に避難所に必要なのは
現在の記録です。



おくすりは、記憶より“記録”です。
過去の情報に基づく地方で、自分にも家族にも安心な医療へ。
選べるなら、**電子処方箋**を。

厚生労働省 [近くの医療機関・薬局をチェック](#)

薬剤師が紙処方箋も含めて調剤結果登録された直近の調剤情報を確認し、適切ではない薬の調剤を防ぐことができるよう、薬局でマイナ保険証を利用することを患者に周知するポスターを、令和6年11月末に全国の薬局に送付。

子育て中の家庭や女性をターゲットとして、電子処方箋を利用することで、オンライン服薬指導を受けやすくなることや、安心して服薬ができることのメリットを訴求する漫画広告を、令和7年2月～3月にInstagramで実施。

旅行時や災害時など普段とは異なる医療機関・薬局を受診する際の電子処方箋のメリットを伝えるデジタル広告を、令和7年2月にGoogle、Instagramで実施。

電子処方箋の理解向上のための取り組み（国民向け）

○特に電子処方箋を導入いただいた医療機関・薬局において、患者への電子処方箋の御説明にご活用いただけること、患者の電子処方箋の認知度向上及び医療機関での電子処方箋の選択につながることを目的として、令和6年度も、TVアニメ「薬屋のひとりごと」とタイアップを実施。普及啓発のリーフレット、動画等を作成。

○[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)からダウンロードし、医療機関・薬局に設置し、患者への周知にご活用ください。（令和7年3月6日～同年6月30日までダウンロード可能。医療情報等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。）

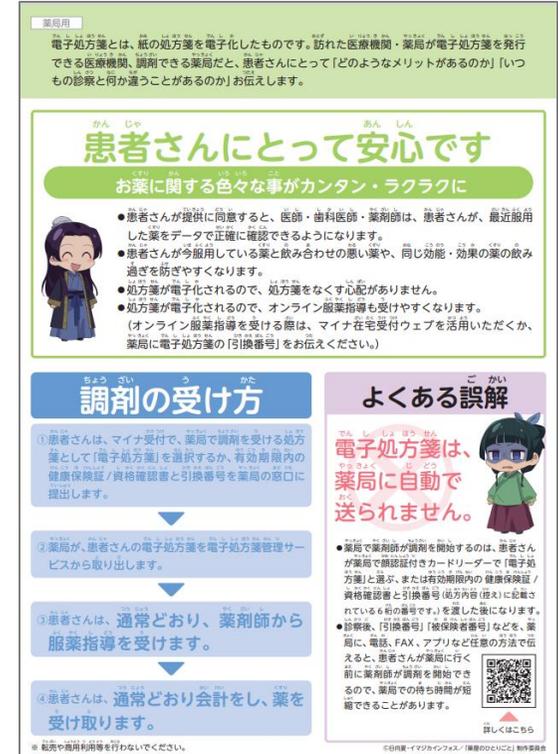
（一例） リーフレット表



リーフレット（医療機関用）裏



リーフレット（薬局用）裏



電子処方箋の理解向上のための取組み（医療従事者向け）

準備作業の手引き

- 電子処方箋及び追加機能を導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説

電子署名の説明資料

- 電子署名の仕組み、署名方式の違いによる運用の相違などを説明。システム構築例なども案内。

電子署名申請マニュアル

- 医師、歯科医師、薬剤師がマイナポータルから電子署名に必要なHPKIを申請しやすいよう、フローを作成。
- マイナポータルからのログインからその後の申請フローも画面イメージ付きで説明。

導入済み医療機関・薬局の業務紹介

- 患者様の来院～診察～会計、来局～処方入力～調剤結果登録までの実際の業務を紹介。

診療科別メリット

- 自院及び他院の電子処方箋導入が診察・処方の役に立つ声を医科診療所・歯科診療所の診療科別に紹介

地域の薬局の電子処方箋導入拡大

- 電子処方箋導入が拡大したことによる地域の薬局間でのメリットを紹介

[参考] 電子処方箋に関する情報掲載先

電子処方箋



https://www.mhlw.go.jp > ... > 医薬品・医療機器

電子処方箋 - 厚生労働省

・電子処方箋の運用を開始した医療機関・薬局の一覧
・電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード
・電子処方箋対応医療機関・薬局マップ
を掲載しています。

[リンクはこちら](#)

利用申請、運用開始日入力、導入費用にかかる補助金の申請はポータルサイトから。

[リンクはこちら](#)

医療機関・薬局の皆さまが導入準備～運用開始後まで参考にいただける資料、補助金、都道府県助成について掲載しています。

電子処方箋

- ◆こちらは医療機関・薬局向け、医療機関等検索サイト運営者向けの情報です。国民の皆さまは「国民の皆さま向けの情報」をご覧ください。
- ◆電子処方箋の手順書・マニュアル、利用申請、運用開始日入力、補助金申請等は、社会保険診療報酬支払基金医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。
(社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイトにアクセスします。2024年12月時点のURLです。)
- ◆[医薬品マスタの点検報告を完了した医療機関・薬局はこちらからご確認ください。](#) [new]
- ◆[システム事業者の標準コード、単位入力に係る対応状況はこちらからご確認ください。](#) [new]

 **国民の皆さま向けの情報** [詳細を見る](#)

 電子処方箋の利用ケースやメリットを、**国民の皆さま向けにわかりやすく**ご紹介しています。 [詳細を見る](#)

医療機関等向けポータルサイト
電子処方箋導入事例 [詳細を見る](#)
導入から運用、施設間での連携事例を紹介します

電子処方箋 対応医療機関・薬局の一覧 (リフィル処方箋機能含)	システム事業者の 電子処方箋対応状況	導入事例以外でも! プレアボイドに繋がった 事例など、電子処方箋の 好事例を紹介します!
社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け 総合ポータルサイト	周知広報資料情報 ポスター・リーフレット等	システムベンダ向け情報

電子処方箋の利用方法、Q&Aなど患者さんにご案内いただける情報を掲載しています。

[リンクはこちら](#)

電子処方箋の導入によりプレアボイドにつながった事例や、運用を開始した施設のコツを参照いただけます。

[リンクはこちら](#)

電子処方箋について**患者さんへの案内、医療機関・薬局内の理解促進に活用いただける資料**を掲載しています。

[リンクはこちら](#)